

周南市離島航路待合所 施設分類別計画



平成 30(2018)年 12 月
(令和 5(2023)年 3 月改訂)
周 南 市

目 次

第1章	本計画の目的	1
第2章	施設の設置目的と経緯	1
第3章	対象施設の一覧	1
第4章	施設の状況と課題	3
第5章	今後の施設の方向性	5
第6章	計画期間	6
参考資料		7

第1章 本計画の目的

周南市離島航路待合所施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の管理している離島航路待合所について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

離島航路待合所は、昭和57（1982）年から平成20（2008）年にかけて、離島航路である大津島～徳山航路利用者の快適な待合環境を確保するために設置若しくはリニューアルしたものです。

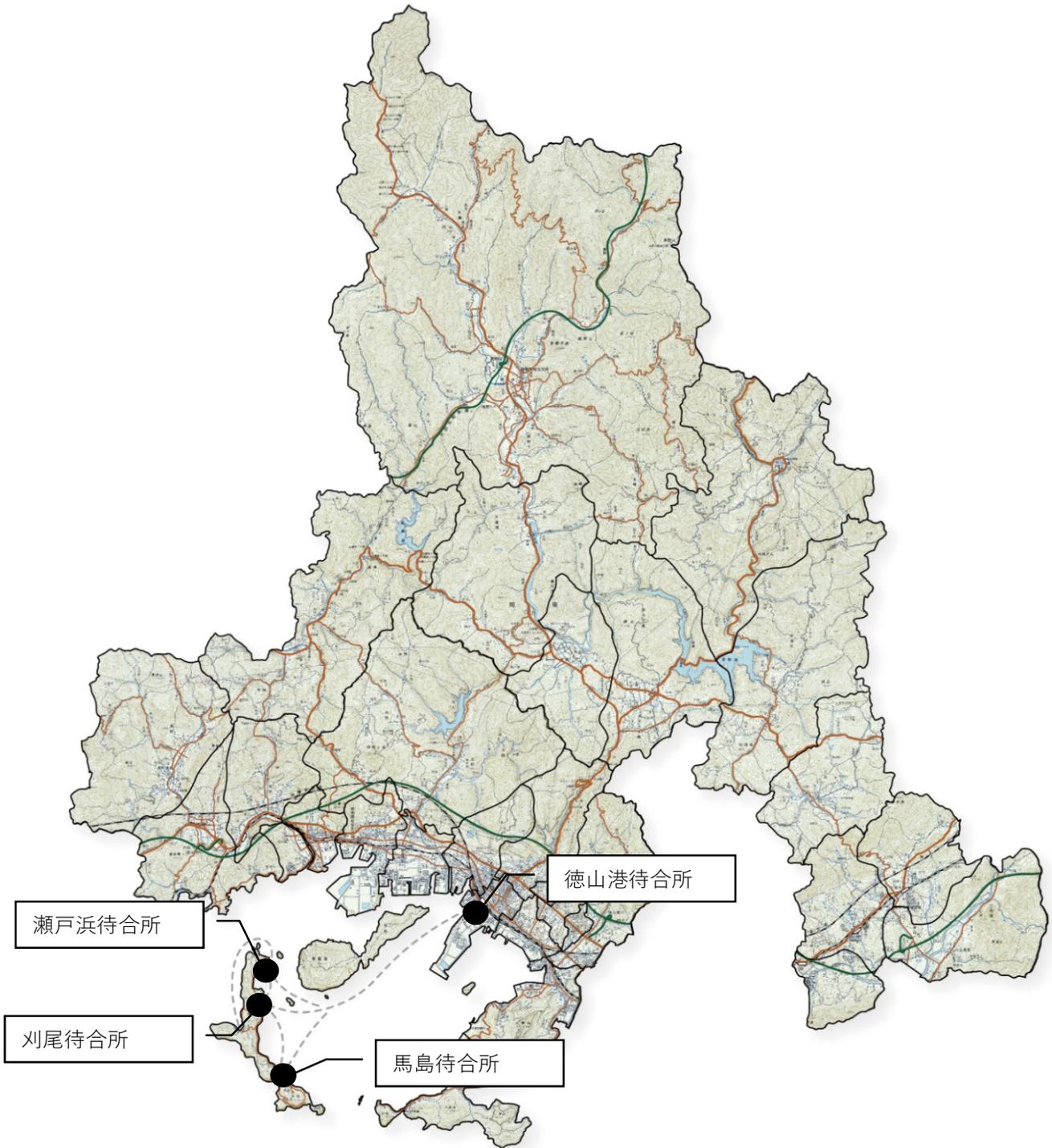
第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる離島航路待合所及び位置は次のとおりです。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域	所管課
1	その他	馬島待合所	大字大津島2830-6	大津島	地域	公共交通対策課
2	その他	刈尾待合所	大字大津島1406-2	大津島	地域	公共交通対策課
3	その他	瀬戸浜待合所	大字大津島字瀬戸浜	大津島	地域	公共交通対策課
4	その他	徳山港待合所	築港町9	徳山小校区	広域	公共交通対策課

図表 2 施設位置図



第4章 施設の状況と課題

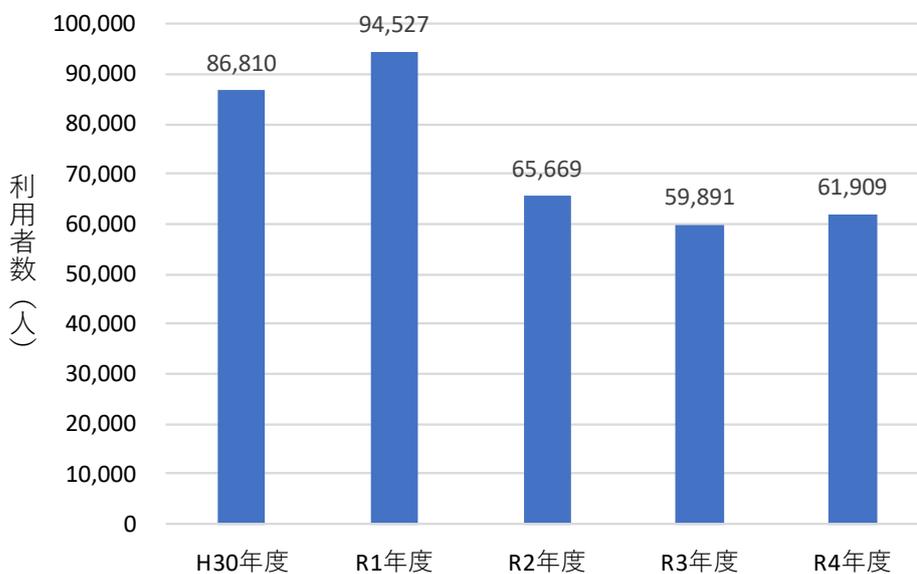
(1) サービスの現状

離島航路待合所は航路利用者が使用する施設であり、大津島地区の港では、回天記念館、回天訓練基地跡等がある馬島港が最も利用者が多く、次いで刈尾港が多く、瀬戸浜港、本浦港は同程度となっています。また、フェリーが寄港できる港は馬島港、刈尾港です。

航路利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年以降、減少しています。

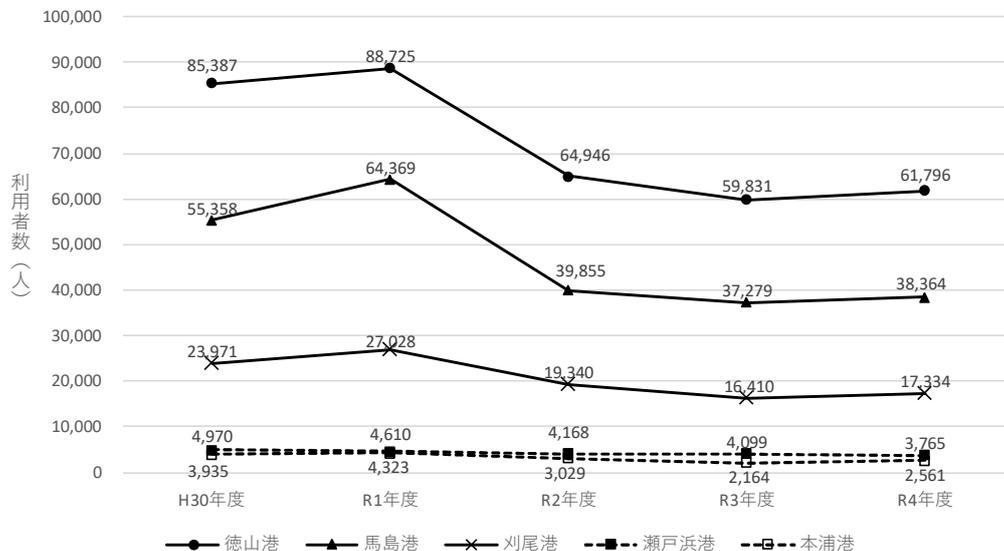
各待合所の維持管理は、離島航路を運航する大津島巡航株式会社が行っています。

図表3 大津島～徳山航路利用者数



※年度の期間は、事業期間とし当該年度の前年10月から当該年9月までの期間

図表4 各港の航路利用者数の推移



※年度の期間は、事業期間とし当該年度の前年10月から当該年9月までの期間

(2) 建物の現状と課題

図表 5 建物の現状一覧

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物												
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	バリアフリー の状況		ハザードマップの状況					
								対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波		
1	馬島待合所	71.74	54.00	2007	S /31年	未経過	無・不明	全部対応						2~5m	1~2m
2	刈尾待合所	40.50	40.50	1982	S /31年	経過	無・不明	未対応						1~2m	0.3~1m
3	瀬戸浜待合所	10.71	10.71	—	RC	—	無・不明	未対応			警			2~5m	1~2m
4	徳山港待合所	60.17	60.17	1982	S /31年	経過	無・不明	未対応						2~5m	0.3~1m

*本施設は、施設の規模、性格から本市作成の劣化判定表による自主点検は項目がそぐわないため実施していませんが、適宜、施設の内容、規模に応じた点検を行っています。

*構造：SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、RC（鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）、W（木造）

*法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、構造や用途によって記載のもの

*土砂・警…警戒区域、土砂・特…特別警戒区域

馬島待合所は、平成20（2008）年にリニューアル工事を行い、多目的トイレの設置や施設の段差解消を行っています。

刈尾待合所は、老朽化が進みバリアフリーに対応できていない箇所も多く、建替えに向け取り組んでいます。

瀬戸浜待合所、徳山港待合所については、老朽化が進んでいますが建物に大きな不具合はありません。

また、徳山港待合所が立地する徳山下松港フェリーターミナル内に、徳山ポートビルが整備され、大津島や大分県竹田津港行きの航路利用者のための待合スペースが設置されています。

第5章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

一次評価を実施したところ、離島航路待合所の方向性については、馬島待合所、刈尾待合所、瀬戸浜待合所は、「継続利用（現状維持）」となりました。

徳山港待合所は、「統廃合」、「継続利用（規模縮小）」及び同種、類似施設である徳山ポートビルとの「共同利用」となりました。

また、取組みの優先度については、法定耐用年数の経過状況に応じて設定しています。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

大津島地区においては、人口減少の進行に伴い航路利用者数も減少傾向にありますが、地区住民や来島者など航路利用者の快適な環境確保は公共交通ネットワークを維持するうえで重要であり、引き続き適正な維持管理を継続します。

老朽化が進行する刈尾待合所については、建替え工事に向けた取組みを進めます。

徳山港待合所は、フェリー乗り場からも近く一定の利用もあることから、当面の間、施設維持に努め「継続利用」としますが、老朽化も進行しており、今後の在り方について検討します。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 6 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物						一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度	結果		R5	R6	R7	R8	R9
1	馬島待合所	14	S /31年	未経過	新耐震	全部対応	高・津	高くない	継続利用(現状維持)	継続利用					
2	刈尾待合所	39	S /31年	経過	無・不明	未対応	高・津	非常に高い	継続利用(現状維持)	更新	更新				
3	瀬戸浜待合所	—	RC	—	—	未対応	土・高・津	比較的高くない	継続利用(現状維持)	継続利用					
4	徳山港待合所	39	S /31年	経過	無・不明	未対応	高・津	高い	統廃合 継続利用(規模縮小) 共同利用	継続利用					

第6章 計画期間

本計画の計画期間は令和9（2027）年度までとします。

施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて、本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 4 章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第 4 章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 7 建物の現状詳細

No.	施設名	主たる建物						R4自主点検結果																				バリアフリーの状況					ハザードマップの状況												
		総床面積 (㎡)	床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	【建築編】										【設備編】										対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波								
								1.構造 部材		2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地		1.電気設備					2.機械設備																		
								基礎	屋根	ドレン・とい	外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	塀 (C B、フェンス等)	排水設備 (側溝)	分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置	外灯											非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管	ボイラー・給湯器
1	馬島待合所	71.74	54.00	2007	S /31年	未経過	無・不明	自主点検対象外																				全部対応	—	○	○	○								2~5m	1~2m				
2	刈尾待合所	40.50	40.50	1982	S /31年	経過	無・不明	自主点検対象外																				未対応	—	×	×	×										1~2m	0.3~1m		
3	瀬戸浜待合所	10.71	10.71	—	RC	—	無・不明	自主点検対象外																				未対応	—	×	×	×						警				2~5m	1~2m		
4	徳山港待合所	60.17	60.17	1982	S /31年	経過	無・不明	自主点検対象外																				未対応	—	×	×	×												2~5m	0.3~1m

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続 ◇ サービス廃止	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能 ⇒ ◇ 廃止	◇ 共同利用
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）	
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化） ◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化）	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒ ◇ 多目的化	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化(集約化)	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化(共用化)	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用(現状維持)	現状維持のまま継続的に利用します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
継続利用(規模縮小)	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

周南市離島航路待合所施設分類別計画

平成 30(2018)年 12 月

(令和 5(2023)年 3 月改訂)

都市整備部 公共交通対策課

〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地

電 話 0834-22-8426

F A X 0834-22-3707

電子メール kotsu@city.shunan.lg.jp